

土曜窓口における取扱業務と手続きに必要なもの【税金】

土曜窓口は、平日の窓口業務の一部に限られています。お手続きの際は、取扱業務や手続きに必要なものを下記にてご確認くださいか、平日に担当課へお問い合わせくださるようお願いいたします。
(東大和市役所 電話：042-563-2111)

○市税の納税

土曜開庁の取扱業務	手続きに必要なもの	担当課
市税の口座振替の申込み	①書面での申込み 口座番号のわかるもの、預貯金口座届出印。 ②ペイジー口座振替受付サービス(一部の金融機関)による申込み キャッシュカード(受付時に暗証番号が必要です。) ※生体認証ICキャッシュカード等、お手持ちのカードの種類によっては、取扱いができない場合がありますので、預貯金口座届出印もご持参ください。	納税課 (内線 1091)
市税の収納	-	納税課 (内線 1091)
納税相談	※土曜日の相談には事前予約が必要ですので、金曜日(祝日の場合はその前日)の午後5時までにご連絡ください。相談時間が他の方と重なる場合は、申込順とします。	納税課 (内線 1091)

○軽自動車税

土曜開庁の取扱業務	手続きに必要なもの	担当課
標識交付証明書、廃車証明書の発行(原付バイクなどの登録及び廃車の届出)	原付バイク登録に必要なものは多岐に渡るため、事前にお問い合わせください。	課税課 (内線 1062)

○税務関係証明書

土曜開庁の取扱業務	手続に必要なもの	担当課
市民税・都民税の課税（非課税）証明書の発行	本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど）、発行手数料（1通あたり300円）、本人から委任されている方は、代理人選任届又は委任状 ※本人や住基上同一世帯で同居の親族以外の方が申請する場合及び、発行日現在、市外で同居している場合は、委任状などが必要です。	課税課 （内線 1062）
家屋評価証明書の発行	①申請者が個人で、本人の場合 本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど）、発行手数料（1通あたり300円）、本人から委任されている方は、代理人選任届又は委任状 ※本人や住基上同一世帯で同居の親族以外の方が申請する場合及び、発行日現在、市外で同居している場合は、委任状などが必要です。	課税課 （内線 1062）
家屋公課証明書の発行		
家屋証明書の発行 ※住宅用家屋証明書は取扱いできません。		
家屋課税台帳記載事項証明書の発行		
土地評価証明書（近傍評価額を必要とするものは除く）の発行		
土地公課証明書の発行		
土地証明書の発行 土地課税台帳記載事項証明書の発行		
納税証明書の発行	②申請者が個人で、本人以外の場合 住基上同一世帯で証明申請の対象となる固定資産を特定し、かつ証明申請に関する代理権限を授与されたことを証する書類、及び代理人本人であることを確認できるもの（①の本人確認ができるもの）	納税課 （内線 1091）
③申請者が法人の場合（法人の代理者による場合） 当該法人が作成した代理人選任届（法人の代表者印（シャチハタ印等不可）が押印されたもの）、代理者本人であることを確認できる社員証、身分証明書など。		